

次世代デジタルリテラシー育成業務仕様書

1 業務名

次世代デジタルリテラシー育成業務

2 業務目的

本業務は、デジタル化が進展する社会において必要不可欠となる情報活用能力の基礎を児童生徒の段階から育成するため、デジタルコンテンツを活用した体験的な学びの機会を提供することで、児童生徒がデジタル技術に対する理解を深めるとともに、適切かつ安全に活用するためのデジタルリテラシーの向上を図るとともに、主体的にデジタル技術を活用できる力を養い、将来の地域社会や産業を支える次世代デジタル人材の基礎的な育成につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

世代に応じて、楽しみながら学べるデジタルコンテンツを活用した体験的な学びの機会（講座）の提供すること。

(1) 講座対象者

①柳井市内在住又は在学の小学生3年生から6年生まで

②柳井市内在住又は在学の中学生・高校生

(2) 講座開催場所

柳井市内とすること。

(3) 講座の定員数及び開催数

・上記（1）①②ともに延べ参加者数300名以上を定員とする講座を開催すること。
※実際の参加者が300名に満たなくても構わないが、上記定員数を確保できる講座数を設定すること。

・講座の開催数は会場規模に応じて設定すること。

(例) 30名定員の講座の場合：10回開催

50名定員の講座の場合：6回開催 等

(4) 講座開催時期

・原則として、児童生徒が参加しやすい夏、冬休み等の長期休み期間中に開催すること。

・午前と午後をまたぐような長時間の講座は実施しないこと。

(5) 講座内容

・原則として参加料無料とすること。

・原則として、世代に応じてデジタルに興味を持つような体験型形式の講座とすること。

・基礎講座や応用講座など開催回数に応じて内容を変えるなど、参加者のスキルに応じ

たものや参加者が複数回参加できるような内容とすること。

- ・参加者5名ごとに1名のサポートスタッフを配置できるような体制を確保すること。

(6) 参加者募集及び受付

- ・チラシやホームページ、SNS等で参加者確保に向けた周知を積極的に行うこと。
- ・市は受託者と協議の上、必要に応じて、公共施設等へのチラシ設置や市広報紙やホームページ、公式SNS等での周知に協力するものとする。
- ・参加者の受付は受託者で実施すること。
- ・申込は原則として、各回ともに先着順とすること。

(7) その他

- ・具体的な実施内容、実施日程、実施場所及び開催方法については、市と協議及び調整の上、実施すること。
- ・参加者に受講後の満足度調査を行うこと。
- ・講座開催に伴う会場の借り上げ、適切なインターネット環境の整備を含めた機材、講座を実施する上でのソフトやライセンス、広告等、本業務の実施に当たり必要と考えられる環境について、全て受託者において準備すること。また、その費用等は全て委託料の範囲内で行うこと。

5 実施計画書の提出

受託者は本業務の履行に当たり、あらかじめ、具体的な実施内容、実施体制や実施スケジュールを記載した実施計画書を提出し、市の承認を得ること。

6 成果品の提出

業務完了報告書 ※紙媒体1部及び電子データ

7 個人情報の保護

本業務実施に伴う個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、本業務に関すること以外への利用や、第三者への提供は禁止する。また、業務終了後には取得した個人情報を適切に処分すること。

8 その他

- (1) 本業務の契約に当たり、受託者が一括して第三者に業務を委託することはできない。
ただし、契約業務の一部について、本市の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- (2) 本業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は本市に帰属するものとする。受託者は、本市の許諾なく成果品及びその過程のデータを閲覧、複写複製又は譲渡してはならない。
- (3) 本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、本市と受託者が協議の上、定めることとする。